議案第52号

甲府市子ども屋内運動遊び場条例の一部を改正する条例制定について 甲府市子ども屋内運動遊び場条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和4年6月7日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市子ども屋内運動遊び場条例の一部を改正する条例

甲府市子ども屋内運動遊び場条例(令和2年9月条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条の2 屋内遊び場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するも の(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

- 第3条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - (2) 利用の許可に関する業務
 - (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

第4条第3項中「市長が特に必要があると認めるときは」を「指定管理者が特に 必要があると認めるときは、市長の承認を得て」に改める。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条第1項中「市長の」を「指定管理者に申請し、」に改め、同条第2項及び 第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第8条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に 改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。 第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、別に定めるところにより、使用料」を「指定管理者は、市長が別に定めるところにより、利用料金」に改める。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第2中

Γ

'				
	1 歳以上	1クールにつき	300円	を
	1 成以上	1日につき (一日利用券)	500円	<u>*</u>
				J
Γ				
	1歳以上	1クールにつき	300円	12
	-	·	<u> </u>	

改め、同表備考を削る。

附則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に効力を有する市長の行った利用の許可その他の処分 は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者の行った利用の許可その他 の処分とみなす。

提案理由

子ども屋内運動遊び場の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用料金制を導入するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。